

障害福祉サービスに係る十分な財政措置に関する指定都市市長会提言

平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法において、障害福祉サービス費の国の費用負担については、市町村が負担する費用の 100 分の 50 としたうえで、国の財政責任を明確化するため、従前の国が補助する仕組みから義務的に負担する仕組みに改められており、平成 25 年 4 月施行の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）においても、同様の取扱いとされている。

しかしながら、障害福祉サービスにおける居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスについては、市町村が支給決定した実際の給付額に基づいた国庫負担ではなく、障害者総合支援法の趣旨を超え、政令において別途設定された国庫負担基準に基づき、国の負担範囲を限定しているため、指定都市の総額で 217 億円（令和 3 年度実績）もの超過負担が生じている。

とりわけ、障害福祉サービス利用者は、65 歳以上になった場合、障害者総合支援法において、同様のサービスがある介護保険サービスを優先利用することとされているが、介護保険サービスのみによって必要なサービスを確保できない場合は、障害福祉サービスを適用することが、厚生労働省事務連絡（※）により求められているにもかかわらず、居宅介護については、国庫負担金は支給されず全額が市町村負担となっている。また、重度訪問介護については、介護保険で賄える訪問介護の割合は約 10% であるにもかかわらず、国庫負担基準では 2 / 3 相当が介護保険で賄える前提で設定されており、多額の超過負担が生じている。

障害福祉サービス費は、地方財政法第 10 条により国が市町村費用の一定割合を負担することを義務付けられているにもかかわらず、同法第 18 条で規定されている「必要で且つ十分な金額を基礎として」算定されるべき国庫負担金が、全くあるいは十分に算定されていない状況である。このような現行の国庫負担基準は、国が地方公共団体に負担を転嫁することを禁止する同法第 2 条第 2 項の規定にも反するものと考える。

障害の重度化や高齢化が進展しており、今後もサービスの伸びが見込まれる中で制度の持続可能性を確保していくためには、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定時を捉え、抜本的な制度改正が急務であり、市町村の超過負担が解消される適切な財政措置が行われるよう、指定都市市長会として、下記のとおり提言する。

記

- 1 介護保険対象者の居宅介護を国庫負担の対象とすること。
- 2 介護保険対象者の重度訪問介護の国庫負担基準を市町村が決定した実際の給付額を算定基礎とする国庫負担基準に改正すること。
- 3 介護保険対象者に限らず、居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスについて、市町村が決定した実際の給付額を算定基礎とする国庫負担基準に改正すること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

※ 厚生労働省事務連絡（H27.2.18）（一部抜粋）「介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。また、障害福祉サービス利用者が要介護認定等を受けた結果、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の範囲内では、利用可能なサービス量が減少することも考えられる。しかし、介護保険利用前に必要とされていたサービス量が、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。」